

組織運営等に係る見直しについて

1 基本的な考え方

本市を取り巻く環境の変化や時代の潮流を踏まえ、基礎自治体として、今対応が求められる行政課題に集中的かつ的確な対応を図るため、次の4点に係る組織の改正等、所要の見直しを行います。

- (1) 自治体DXに係る推進体制の強化
- (2) 地域脱炭素社会の実現に向けた推進体制の強化
- (3) 大門・丸之内地区のまちづくりに係る推進体制の強化
- (4) こども・子育て政策に係る総合的な調整機能等の整備

2 見直しの具体的内容

- (1) 自治体DXに係る推進体制の強化

【情報企画課のデジタル改革推進課への改編等】

国、地方公共団体等が行う各種の行政事務にデジタル技術を活用し、住民一人一人のニーズにあったサービスを提供することで、多様な幸せを実現できる社会の実現を目指す自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進は、国・地方を通じた喫緊の課題であり、本市として、着実な推進を図っていかなければなりません。

本市においては、令和4年4月から情報企画課に当該業務を専任で担当する担当主幹級の職員を配置するとともに、各部等の部次長級職員で構成する津市自治体DX推進会議の設置や各課等への自治体DX推進員の配置により全庁的な体制の下、自治体DXの推進に向けた取組を進めてきました。

これまでの体制を更に前進させ、より一層、全庁的な自治体DX推進体制の強化を明確にするため、情報企画課をデジタル改革推進課に改めるとともに、情報企画課企画運用担当をデジタル改革推進課情報政策・自治体DX推進担当に改編します。同課同担当においては、自治体DXの推進に係る各種の企画や総合調整に加え、自治体DXの推進と密接に関連する情報基盤の整備、情報セキュリティ対策等の各種情報政策を一體的に分掌し、本市の自治体DX推進に係る司令塔として、推進体制の強化を図ります。

また、自治体DXの推進には、自治体DXの総括部門における取組に加え、実際に各種の行政サービスを提供する事業所管課との密接な連携を図りつつ、それぞれの事業所管課における主体的な取組を推進していかなければなりません。このことから、各部・総合支所等に（仮称）自治体DX総括推進員を新たに配置し、各課等に置く自治体DX推進員を統括し、各事業部門が主体的に取り組む全庁的な推進体制を整備します。

(2) 地域脱炭素社会の実現に向けた推進体制の強化

【環境政策課環境共生・地域脱炭素推進担当の同課地域脱炭素推進担当への改編等】

地球温暖化の影響とみられる気候変動によって、近年、甚大な自然災害が頻発し、市民の生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼす中、国においては、2020（令和2）年10月に、2050年における温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す「2050年カーボンニュートラル宣言」を行うなど、脱炭素社会の実現に向けたカーボンニュートラルの取組の更なる加速化に取り組むこととしています。

このような中、本市においては、地域の未来に責任を果たすべく、令和4年8月に「津市地域脱炭素宣言」を行い、資源循環、省エネルギー・蓄エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及、森林環境の保全等、地域脱炭素に資するあらゆる分野において、市民、事業者、団体等のあらゆる主体とともに、脱炭素行動を実践・実行し、地域脱炭素社会の実現に取り組むこととしており、同宣言に基づく各種の施策を一步ずつ、着実に実施していくがなければなりません。

このことから、環境政策課環境共生・地域脱炭素推進担当を同課地域脱炭素推進担当に改編し、同担当において、地域脱炭素社会の実現に向けた各種事業の総括や、事業者、関係機関等との調整など、地域脱炭素の推進に係る各種の事務を一体的に分掌します。併せて、同担当を専任で所管する課長級職員として、新たに地域脱炭素推進担当副参事を配置し、津市地域脱炭素宣言に基づく各種の施策を着実に推進するための体制の強化を図ります。

なお、環境共生・地域脱炭素推進担当で分掌してきた環境との共生に関する事務については、自然環境の保全、生物多様性への対応等に関連することから、今後においては、環境保全課環境保全担当において対応します。

(3) 大門・丸之内地区のまちづくりに係る推進体制の強化

【都市政策課都市整備・新都心軸担当の同課大門・丸之内まちづくり・新都心軸担当への改編、商業振興労政課商業振興担当の同課大門・丸之内活性化・商業振興担当への改編等】

津市都市マスタープランにおいて本市の都市拠点に位置付ける大門・丸之内地区においては、令和3年度に国の官民連携まちなか再生推進事業を活用し、実施した基礎調査の結果等を踏まえつつ、官民の多様な関係者の参画の下、まちの未来の姿を描き、共有するための「大門・丸之内地区未来ビジョン」の策定に取り組んでおり、今後においては、（仮称）大門・丸之内地区エリアプラットフォームを主体に、官民が緊密な連携を図りつつ、都市計画及び商業振興の両面から、当該未来ビジョンに基づく取組を着実に展開していかなければなりません。

このことから、都市政策課都市整備・新都心軸担当を同課大門・丸之内まちづくり・新都心軸担当に、また、商業振興労政課商業振興担当を同課大門・丸之内活性化・商業振興担当にそれぞれ改編します。都市政策課大門・丸之内まちづくり・新都心軸担当においては、当該地区のまちづくりに係る総合調整や、地域、関係団体等との調整に関する事務等を、また、商業振興労政課大門・丸之内活性化・商業振興担当においては、当該地区のまちづくりに係る商業団体との調整など、商業の活性化に関する事務等をそれぞれ分掌し、都市計画及び商業振興の所管部局の責任の下、当該地区のまちづくりを着実に推進するための体制の強化を図ります。併せて、都市政策課大門・丸之内まちづくり・新都心軸担当が分掌する事務及び商業振興労政課大門・丸之内活性化・商業振興担当が分掌する事務のうち、大門・丸之内地区に係る商業振興に関する事務を専任で所管する課長級職員として、新たに都市政策課大門・丸之内まちづくり・新都心軸担当副参事（兼）商業振興労政課大門・丸之内活性化担当副参事を配置し、同担当副参事の指揮命令の下、両担当の緊密な連携を図りつつ、都市計画及び商業振興の両面から、着実に事業を推進するための体制を整備します。

(4) こども・子育て政策に係る総合的な調整機能等の整備

【子育て推進課子育て推進担当の同課こども・子育て政策担当への改編】

国においては、こどもと家庭の福祉の増進の支援等、こどもまんなか社会の実現に向けての司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁が設置さ

れるとともに、令和6年4月の児童福祉法の一部改正の施行により、市町村に対して妊産婦や子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化されるなど、市町村においては、これら国の動向を十分に注視し、地域の実情に応じたこども子育て施策の更なる推進を図っていかなければなりません。

このような中、現在、本市においては、子育て推進課子育て推進担当において、少子化対策及びこども子育て支援施策の総合的な企画、調整に関する事務等を分掌していますが、これら国の動向に的確に対応し、本市におけるこども子育て施策に係る総括部門としての明確化を図るため、同担当を、同課こども・子育て政策担当に改編し、新たに「こども家庭センター」の設置等に係る調査研究や関係各課等との調整に関する事務等を分掌し、こども子育て政策全般に係る総合的な調整機能等の整備を図ります。

3 実施時期

令和5年4月1日から実施します。

4 今後の対応

津市事務分掌規則等の関係規則を改正する予定です。

組織改正比較表

総務部

総務部

改正案		現行	
課	担当	課	担当
デジタル改革推進課	情報政策・自治体DX推進担当	情報企画課	企画運用担当

環境部

環境部

改正案		現行	
課	担当	課	担当
環境政策課	企画管理担当 地域脱炭素推進担当	環境政策課	企画管理担当 環境共生・地域脱炭素推進担当
	資源循環推進担当		資源循環推進担当

都市計画部

都市計画部

改正案		現行	
課	担当	課	担当
都市政策課	企画管理担当 都市計画・景観担当	都市政策課	企画管理担当 都市計画・景観担当
	大門・丸之内まちづくり・新都心軸担当		都市整備・新都心軸担当

商工観光部

商工観光部

改正案		現行	
課	担当	課	担当
商業振興労政課	企画管理・労政担当 大門・丸之内活性化・商業振興担当	商業振興労政課	企画管理・労政担当 商業振興担当

健康福祉部

健康福祉部

改正案		現行	
課	担当	課	担当
子育て推進課	こども・子育て政策担当 保育担当	子育て推進課	子育て推進担当 保育担当

